

別添

土木設計業務等委託契約書

(経過措置：平成 31 年 4 月 1 日以後に契約を行うもので、
予定契約期間の末尾を令和元年 10 月 1 日以後とする契約用)

附 則

- 1 令和元年 9 月 30 日以前における前金払については、第 34 条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 令和元年 9 月 30 日以前における部分払金の額の算定については、第 36 条の 2 第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額（令和元年 9 月 30 日以前における第 36 条の 2 第 6 項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 5 項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（令和元年 9 月 30 日以前における第 36 条の 2 第 6 項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 36 条の 2 第 6 項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額（令和元年 9 月 30 日以前における第 36 条の 2 第 6 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 5 項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（令和元年 9 月 30 日以前における第 36 条の 2 第 6 項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。